

# 岐阜県介護テクノロジー定着支援事業費補助金 Q&A

## 目次

<b>(全事業共通) 補助金申請手続きについて</b> .....	<b>1</b>
補助対象事業所.....	1
1. 補助対象となる事業所はどんな事業所か。.....	1
2. 介護保険法に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。.....	1
申請手続き.....	1
3. 申請は、法人単位、事業所単位のどちらで行えばよいか。.....	1
4. 各種提出書類に押印は必要か。.....	1
5. いつから購入・契約をしてよいのか。.....	1
6. 各事業は併用可能か。.....	1
7. 他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。.....	2
8. 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所における ICT 導入事業費補助金」の交付を受けた場合であっても申請できるか。.....	2
9. 交付申請は先着順か。.....	3
10. 追加募集はあるか。.....	4
添付書類.....	4
11. 交付申請書に添付する見積書は、募集開始前に取った見積書でもよいか。.....	4
12. 見積書等で、まとめ値引きがされているがよいか。.....	4
補助要件（交付要綱第 5 条関係）.....	4
13. 「職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること」とあるが、想定している周知の方法はあるか。.....	4
14. SECURITY ACTION の宣言は、法人単位・事業所単位のどちらで行えばよいか。.....	4
15. 導入する際に、岐阜県介護生産性向上総合相談センターへの相談が	

	原則必要となる「特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボット等、ICT等」(要綱第5条第3号)とはどのような機器か。...5	
16.	岐阜県介護生産性向上総合相談センターはどこにあるか。.....5	
17.	導入に当たって「第三者による業務改善支援」又は「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けることは必須か。また、どのような支援を受けた場合、補助要件を満たしたことになるのか。.....5	
18.	「科学的介護情報システム(以下LIFE)」の利用申請は必須か。.....6	
19.	「業務改善効果報告」はどのような内容か。.....6	
20.	「業務改善計画」及び「業務改善効果報告」は「jGrants」により提出しなければならないのか。.....6	
	補助対象経費の算出方法等..... 6	
21.	消費税は対象となるか。.....6	
22.	法人としてまとめて契約・購入等する場合各施設の事業費をどのように算出すればよいか。.....6	
23.	介護ソフトや介護ロボット等の購入形態による補助をどのように考えるか。.....6	
24.	リース契約の期間を3年未満に設定することは可能か。.....7	
25.	リースの場合、いつまでのリース料等が対象となるのか。.....7	
	交付決定後..... 7	
26.	通常、契約書を作成していないがどうすればよいか。.....7	
27.	交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入したりしてもよいか。.....7	
28.	製造業者の都合で申請年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるのか。.....7	
	<b>(1)「介護ロボット等の導入支援」について..... 8</b>	
	申請可否..... 8	
29.	導入する介護ロボット等の数に制限はあるのか。.....8	
30.	既に導入している機器と同一機器の台数を増やす場合は、申請可能か。.....8	
31.	既に保有する補助対象分野の介護ロボットを同種の最新機器に更新	



	機器の導入に伴う通信環境整備」について申請してよいか。.....	13
49.	通信環境を整備してインカムを導入したいが、「パッケージ型導入支援事業」と「ICT等の導入支援事業」のどちらのメニューで申請すればよいか。.....	13
50.	通信環境整備の見積書が「一式」となっているがよいか。.....	13
<b>(4)「導入支援と一体的に行う業務改善支援」について .....</b>		<b>14</b>
51.	業務改善支援に係る経費についてのみ申請してよいか。.....	14
52.	どのような研修が補助対象となるか。.....	14
53.	機器の導入にあたっての説明や研修は補助対象となるか。.....	14
54.	相談や研修を受ける際の(受講者の)交通費等は対象となるか。...	14
55.	「第三者」とは具体的に何を想定しているか。.....	14

## (全事業共通) 補助金申請手続きについて

### 補助対象事業所

#### 1. 補助対象となる事業所はどんな事業所か。

岐阜県内で介護保険法上の指定又は許可を受けている（事業所番号が付与されている）事業所が対象となります。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームは「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合は対象となります。

#### 2. 介護保険法に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。

交付申請時点で介護保険法に基づく指定又は許可を受けている（事業所番号が付与されている）必要があります。そのため、年度内に開業予定であっても、交付申請時に指定を受けていない場合は対象外となります。

### 申請手続き

#### 3. 申請は、法人単位、事業所単位のどちらで行えばよいか。

申請は、法人単位で実施してください。

ただし、別紙 1, 2 は事業所ごとに作成してください。

なお、実績報告についても同様です。※別紙 3, 4 は実績報告の際には提出不要  
<申請書様式>

- ・ 法人単位で記入：申請書鏡（別記 1 号様式）
- ・ 事業所単位で記入：別紙 1, 別紙 2
- ・ ソフトごとに記入（ICT 機器導入時）：別紙 3, 4（詳細は [Q.43](#) 参照）

#### 4. 各種提出書類に押印は必要か。

不要です。

#### 5. いつから購入・契約をしてよいのか。

交付決定日から、入札や購入・契約等をしていただいて構いません。

なお、交付決定前に契約・発注したもの及び年度を越えての納品・導入・整備・支払を行ったものは補助対象となりませんので、ご注意願います。

#### 6. 各事業は併用可能か。

「介護ロボット等の導入支援」、「ICT 等の導入支援」、「パッケージ型導入支援」は併用できません。また、「業務改善支援」は上記 3 事業のいずれかと併用する場合のみ申請可能であり、単独では申請できません。どの事業で申請するかは、事業所ごとに、導

入する機器等の内容により判断してください。

各事業について、申請できるケースは下記のとおりです。なお、申請する事業の選択方法は「注意事項」にも記載されています。

「介護ロボット等の導入支援」
対象経費（ア）介護ロボット①移乗介助、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれか又は（イ）その他にかかげるもののうち、1種類のみについて申請する場合 例：移乗介助ロボットのみ導入する場合 （複数台導入する場合や型番が異なる場合を含む。）
「ICT等の導入支援」
対象経費（ア）～（ウ）、（オ）のうち、1種類のみについて申請する場合 例：介護ソフトのみ導入する場合、タブレットのみ導入する場合 （複数台導入する場合や型番が異なる場合を含む。）
「パッケージ型導入支援」
介護ロボット、ICT機器を同時に導入する場合
「介護ロボット等の導入支援」の対象経費のうち2種類以上について申請する場合 例：移乗介助ロボットと移動支援ロボットを導入する場合
「ICT等の導入支援」の対象経費のうち2種類以上について申請する場合 例：介護ソフトとタブレットを導入する場合
見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う場合
「導入支援と一体的に行う業務改善支援」
上記3事業のいずれかによりテクノロジーを導入する場合

7. 他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。

できません。国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金等の公的事业による補助を受けているもの及び受ける予定となっているものについては、本補助金の交付対象外となります。

8. 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所におけるICT導入事業費補助金」の交付を受けた場合であっても申請できるか。

下記の場合を除き、申請可能です。

- 【介護ロボット】過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」の交付を受け、補助上限台数に到達しており、今年度「介護ロボット等の導入支援事業」又は介護ロボットの導入を含む「パッケージ型導入支援事業」について申請する場合

- **【ICT 機器】** 過去に「岐阜県介護事業所における ICT 導入事業費補助金」の交付を受け、補助基準額に達しており、今年度「ICT 等の導入支援事業」について申請する場合

過去の補助実績が不明の場合は、お問い合わせください。

**<具体例>**

～参考：補助上限の考え方（交付要綱別表）～

<b>【介護ロボット】</b>	
■補助上限台数の考え方	■当該年度申請可能台数の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業所の補助上限台数：利用定員数</li> <li>・ <u>各年度補助上限台数</u>：利用定員数/5</li> </ul>	(1),(2)のいずれか少ない数 (1) (1事業所の補助上限台数) - (導入済み台数) (2)各年度補助上限台数
<b>【ICT 機器】</b>	
■補助基準額の考え方	■当該年度補助上限額の考え方
職員数の区分により異なる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～10人…100万円</li> <li>・ 11～20人…160万円</li> <li>・ 21～30人…200万円</li> <li>・ 31人～…260万円</li> </ul>	(補助基準額) - (既に交付を受けた額)

○利用定員数 30 人、職員数 20 人の事業所を例とする。

A 過去に補助を受けたが、今年度申請できるケース

補助実績：【介護ロボット】 R5 5台、【ICT 機器】 R5 100万円

**【介護ロボット】**

(1)  $30 - 5 = 25$  台, (2)  $30 / 5 = 6$  台 → 当該年度申請可能台数 = 6 台…○

**【ICT 機器】**  $160 \text{万円} - 100 \text{万円} = 60 \text{万円}$ …○

B 過去に補助を受け、以降申請できないケース

補助実績：【介護ロボット】 R1～5 合計 30 台、【ICT 機器】 R5 160万円

**【介護ロボット】**

(1)  $30 - 30 = 0$  台, (2)  $30 / 5 = 6$  台 → 当該年度申請可能台数 = 0 台…×

**【ICT 機器】**  $160 \text{万円} - 160 \text{万円} = 0 \text{円}$ …×

9. 交付申請は先着順か。

先着順ではありません。期限までに提出があった事業者を交付対象事業者とします

が、補助交付額が予算額を上回る場合は、下記の対応などを行います。

- ① 下記の観点などから優先採択を行う場合があります。
  - ・ 「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の認定事業者又は取組宣言事業者を優先採択
  - ・ 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」又は「岐阜県介護事業所における ICT 導入事業費補助金」を利用したことがない事業者を優先採択
- ② 交付申請書の内容を審査し、補助台数等の調整、補助金額の減額を行う場合があります。

10. 追加募集はあるか。

現時点では、実施予定はありません。

## 添付書類

11. 交付申請書に添付する見積書は、募集開始前に取った見積書でもよいか。

交付申請日が、見積書の有効期限内であれば構いません。

12. 見積書等で、まとめ値引きがされているがよいか。

全てが補助対象であればそのまま結構ですが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるか分からず、補助対象経費を求めることが難しくなりますので、どの項目でいくら値引きされるか分かる状態の見積書を作成してもらってください。

なお、見積書だけでなく、契約書や請求書についても同様です。

## 補助要件（交付要綱第5条関係）

13. 「職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること」とあるが、想定している周知の方法はあるか。

特に周知方法等について定めはありません。

14. SECURITY ACTION の宣言は、法人単位・事業所単位のどちらで行えばよいか。

事業所単位で行っていただくことを想定しています。単一事業所を運営する場合は法人として宣言を行うこととなります。複数事業所を運営する場合は、事業所単位で法人番号がないと考えられるため、「個人事業主」として申し込むことを想定しています。

なお、本要件はテクノロジーを活用するための基本的素養として規定したものであり、介護ロボットのみの導入であっても宣言が必要です。

15. 導入する際に、岐阜県介護生産性向上総合相談センターへの相談が原則必要となる「特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボット等、ICT 等」（要綱第5条第3号）とはどのような機器か。

特に定めはありません。活用定着が困難と見込まれる場合に、必要に応じて相談窓口等を活用してください。

16. 岐阜県介護生産性向上総合相談センターはどこにあるか。

連絡先は下記のとおりです。

○設置場所

(公財) 介護労働安定センター岐阜支部 内 (委託業者)

(岐阜市金園町1丁目3番地3 クリスタルビル2階)

○開所日時等

月～金 (年末年始・祝祭日を除く) 午前9時～午後5時

電話番号：058-201-3288

FAX：058-264-6848

メール：[gifu@kaigo-center.or.jp](mailto:gifu@kaigo-center.or.jp)

ウェブサイト：<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gifu/info/2024/14300>

17. 導入に当たって「第三者による業務改善支援」又は「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けることは必須か。また、どのような支援を受けた場合、補助要件を満たしたことになるのか。

要綱第5条第3号に定めるとおり、本補助金の交付を受けるには、上記支援を受けることが必須要件となっていますが、有償の支援であるか、無償の支援であるかは問いません。無償の研修・相談の例は下記のとおりです。

#### 【研修】

- ・ 岐阜県介護生産性向上総合相談センター主催の生産性向上研修会 (R6.11.25 (月)、R6.12.11 (水))
- ・ 厚生労働省主催「介護事業所向けセミナー (ビギナーセミナー) (R6.7.4 (木) ~R6.8.1 (木))」(オンデマンド配信)  
動画掲載先：[https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei\\_seminar2024.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2024.html)
- ・ 厚生労働省委託事業「介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業」により実施する研修

#### 【相談】

- ・ 岐阜県介護生産性向上総合相談センターの相談窓口・専門家派遣

なお、上記例以外の支援を受ける場合は内容を確認し、要件達成について個別に判断します。また、有償の支援の場合、費用について補助対象とすることができますが、交付決定前に受けた場合の費用は補助対象とならないこと ([Q.5](#) 参照)、申請状況等によ

り採択されない場合があること ([Q.9](#) 参照)、業務改善支援事業のみでは申請できないこと ([Q.6](#), [Q.51](#) 参照) にご注意願います。(詳細は「(4)「導入支援と一体的に行う業務改善支援」について」参照)。

18. 「科学的介護情報システム (以下 LIFE)」の利用申請は必須か。

申請しなければ補助を受けられないというわけではありませんが、情報収集への協力が補助要件となっておりますので、積極的に LIFE を利用してください。

19. 「業務改善効果報告」はどのような内容か。

導入年度の内容を導入翌年度に、厚生労働省へ報告していただく必要があります。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、厚生労働省より別途通知がくる予定であり、現時点では未定です。

20. 「業務改善計画」及び「業務改善効果報告」は「jGrants」により提出しなければならないのか。

上記様式は県を介して国へ提出します。

令和 6 年度の「業務改善計画」について、事業者から県への提出において「jGrants」は運用せず、県から国へ提出する際にのみ「jGrants」を運用する予定です。事業者から県へ提出する際は、交付申請書の別紙 2 として LoGo フォームによりアップロードしてください。

導入の翌年度以降 3 年間提出が求められる「業務改善効果報告」の内容・提出方法については国から通知があり次第、別途ご連絡いたします。

## 補助対象経費の算出方法等

21. 消費税及び地方消費税は対象となるか。

対象外です。

22. 法人としてまとめて契約・購入等する場合各施設の事業費をどのように算出すればよいか。

各事業所の費用を明確に分けられない場合は、総事業費を各事業所に導入する機器の台数などの合理的な基礎で按分した額を 1 事業所あたりの申請額としてください。

○タブレットなど分別可能な費用：各事業所に配置する台数分を計上

○共通経費など分別できない費用：機器の配置台数など合理的な基礎で按分し計上

23. 介護ソフトや介護ロボット等の購入形態による補助をどのように考えるか。

介護ソフトや介護ロボット等の補助額の考え方は以下のとおりです。

- ・ 使用权の期限がないもの…全額
- ・ 支払いが月額払いのもの…当該年度分 (交付決定日から年度末まで)
- ・ 支払いが年額払いのもの…1 年分※

- ・ 複数年の使用権契約のもの・・・契約年数を按分して1年分※  
※運用が年度をまたいでいても、支払を一括で当該年度中に行う場合は補助対象となります。

24. リース契約の期間を3年未満に設定することは可能か。

本事業による業務改善効果等について、補助を受けた翌年度から3年の間報告していただく必要があります。そのため、リース期間は3年以上としてください。

なお導入してから3年を経過せずにリース契約を解除した場合は、補助金を返還していただくことになりますので、ご注意願います。

25. リースの場合、いつまでのリース料等が対象となるのか。

リースの場合には、一定期間ごとにリース料等を支払うことが想定されますが、補助金申請年度の3月末までの経費が対象となります。必要に応じて月割して経費を算出してください。

## 交付決定後

26. 通常、契約書を作成していないがどうすればよいか。

実績報告時に、事業を実施した証明書類として、契約書等の提出は必須です。

契約書の代わりとして発注書・発注請書等も可能ですが、いずれの場合にも、契約があったことを証明する書類が必要ですので、機器の購入については必ず書面でのやりとりを残しておいてください。

なお提出が困難な場合は、補助対象外となる可能性があることを申し添えます。

27. 交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入したりしてもよいか。

交付決定額との差額が生じても、台数を増やしたり、別のものを購入したりすることはできません。

28. 製造業者の都合で申請年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるのか。

申請年度内に納品・支払できない場合は、当補助金を受けることはできません。年度を過ぎた納品・支払は例外なく補助対象外とします。

## (1)「介護ロボット等の導入支援」について

### 申請可否

29. 導入する介護ロボット等の数に制限はあるのか。

1 事業所当たりの補助上限台数は、事業所の利用定員とします。なお、利用定員数のないサービスは、1日の利用限度人数とみなします。

また、各年度の申請上限台数は利用定員を5で除した数(小数点以下切り捨て)となります。

30. 既に導入している機器と同一機器の台数を増やす場合は、申請可能か。

可能です。業務改善計画を策定していただき、補助要件を満たせば補助対象となります。

31. 既に保有する補助対象分野の介護ロボットを同種の最新機器に更新する場合は、申請可能か。

単純に「更新する」という理由のみでは対象となりません。ただし、新たに業務改善計画を策定していただき、補助要件を満たせば補助の対象となります。

## 補助対象

### 【対象となる機器の例】

経済産業省が採択した機器及び岐阜県で補助実績のある主な機器です。下記以外の機器であっても要件を満たすものであれば対象となります。

区分	機器名	メーカー名	参考
装着型移乗介助機器	マッスルスーツ	(株)イノフィス	
	J-PAS fleairy	(株)ジェイテクト	
	介護用マッスルスーツ	(株)菊池製作所	経産省
	HAL 介護用腰タイプ	CYBERDYNE(株)	経産省
非装着型移乗介助機器	Hug	(株)FUJI	
	リシオーネPlus	パナソニックエイジフリー(株)	
	ROBOHELPER SASUKE	マッスル(株)	
屋外型移動支援機器	ロボットアシストウォーカーRT.2	RT.ワークス(株)	
	歩行アシストロボット	(株)カワムラサイクル	経産省
	Tecpo/テクポ	(株)シンテックミズホ	経産省
排泄支援機器	Dfree	トリプル・ダブリュージャパン(株)	
	Aiserv排泄検知システム	新東工業(株)	
	居室設置型移動式水洗便器	TOTO(株)	経産省
	真空式水洗ポータブルトイレ キューレット	アロン化成(株)	経産省
	排泄動作支援機器 SATOILET(サットイレ)	(株)がまかつ	経産省
見守り支援機器	眠りSCAN	(株)バラマウントベッド	
	aams.介護	(株)バイオシルバー	
	A.I.Viewlife	エイアイビューライフ(株)	
	Neos+Care	ノーリツプレジジョン(株)	
	見守りケアシステムM-2	フランスベッド(株)	
	シルエット見守りセンサ	キング通信工業(株)	
	安心ひつじα	(株)エヌジェイアイ	
	エスバシア	バラマウントベッド(株)	
	CAREai	ハルカプラス(株)	
	テレサコール	(株)モンテル	
	アメリア	(株)モンテル	
	ペイシャントウォッチャー	(株)アルコ・イーエックス	
	非接触・無拘束ベッド見守りシステムOWL SIGHT福祉用	(株)イデアクエスト	経産省
コミュニケーション支援機器	PALROビジネスシリーズ 高齢者福祉施設向けモデルⅢ	富士ソフト(株)	
	LOVOT	GROOVE X(株)	
	ヒト型コミュニケーションロボット Pepper for Biz	ソフトバンクロボティクス(株)	経産省
入浴支援機器	wellsリフトキャリアー	積水ホームテクノ(株)	
	リフト付シャワーキャリアー	(株)いすら	
	シャワーオール	エア・ウォーター(株)	
	バスアシスト	(株)ハイレックスコーポレーション	経産省

32. 導入を検討している機器が補助対象に該当するか分からない。

経済産業省が行う「ロボット介護機器・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」、令和3年度からは「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」)で採択されたものは補助対象となります。

また、「対象となる機器の例」に、過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」で補助対象とした主な機器を掲載していますので参考にしてください。

申請時に不明な点がありましたら、製品カタログ等を添付し、「質問票」によりお問合せください。なお補助対象に関する質問は、申請事業者のみ受け付けます。

33. 導入予定の介護ロボットで、部品などを定期的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象となるか。

本事業は「介護ロボット本体」の導入に対する補助事業であるため、消耗品は対象外です。

34. パソコンやタブレット、スマートフォン等のモバイル端末は補助対象に含めてよいか。

「介護ロボット等の導入支援事業」においては、補助対象外とします。（見守り機器からの通知を受信・制御する場合やインカムとして使用する場合でも、汎用性が高いため。）

なお、介護ソフトを活用するために導入する場合は、「ICT等の導入支援事業」又は「パッケージ型導入支援事業(ア)パッケージ型による導入」のうち「ICT等の導入支援事業」に該当するものとして申請できます。

35. 防犯（監視）カメラは補助対象になるか。

一般的な防犯（監視）カメラは見守り機器の定義に該当しないため、補助対象外です。

36. ナースコールは補助対象になるか。

ナースコールは補助対象外です。

37. 体位変換器機は補助対象になるか。

単なる体位変換器機は「見守り」の定義と一致しないため、補助対象外です。

## (2) 「ICT等の導入支援」について

38. パソコンやプリンターは対象となるか。

対象外です。ただし、モバイル PC は対象とします。

39. タブレットや Wi-Fi の整備費用などの、介護ソフト以外の経費のみの申請はできるか。

既に導入されている介護ソフトが、記録業務、情報共有業務、請求業務までを一気通貫して行うことが可能となっており、介護ソフトをより効果的に使用する目的であれば申請することができます。その際は、既に導入している介護ソフトが一気通貫となっていることが分かる書類（カタログ等）を必ず添付してください。

40. 「LIFE」に対応するための介護ソフトの改修のみの申請も対象となるか。

既に導入している介護ソフトが、記録、情報共有、請求業務までを一気通貫で（転記無しで）行うことができるようになっている場合は、「LIFE」への改修のみの申請も対象となります。

41. PC としての機能を含むタブレットは対象となるか。

持ち運びが可能であり、記録業務への使用を目的とした機器の導入であれば対象となります。

42. 補助基準額の職員数とは、どこまでの職員を対象とするのか。また、確認書類として何を提出すればよいか。

常勤換算の数値をいれた「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を提出して下さい（ない場合は、シフト表や運営基準でも可）。

また、ICTの活用が見込まれる管理者や、生活相談員、リハビリ職員、事務員等（非常勤含む。）は常勤換算の職員数に含めて差し支えありません。

43. 別紙3（最新版のケアプラン標準仕様への対応状況確認書）、別紙4（LIFEのCSV取込機能への対応状況確認書）は、それぞれどのような場合に提出が必要か。

別紙3及び別紙4は介護ソフトのベンダーに記入を依頼してください（申請者が記入するものではありません）。

別紙3は、居宅介護支援事業所又はケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所（下記表参照）が、介護ソフトを新たに導入する場合に提出が必要です。本様式はソフトが対応している機能について回答するものですが、補助対象とするうえで必須の機能がありますので、ご注意ください（交付要綱別表参照）。

別紙4は、LIFE対応のためのソフト導入・改修経費について申請をする場合に提出が必要です。

(参考：ケアプラン標準仕様で居宅介護支援事業所との連携対象となるサービス)

【連携対象となるサービス種類】

介護給付		予約給付		介護予防・日常生活支援総合事業	
サービス種類	連携対象	サービス種類	連携対象	サービス種類	連携対象
11 訪問介護	○			A1 訪問型サービス(みなし)	○
12 訪問入浴介護	○	62 介護予防訪問入浴介護	○	A2 訪問型サービス(独自)	○
13 訪問看護(※定期巡回連携型も対象)	○	63 介護予防訪問看護	○	A3 訪問型サービス(独自/定率)	○
14 訪問リハビリテーション	○	64 介護予防訪問リハビリテーション	○	A4 訪問型サービス(独自/定額)	○
15 通所介護	○			A5 通所型サービス(みなし)	○
16 通所リハビリテーション	○	66 介護予防通所リハビリテーション	○	A6 通所型サービス(独自)	○
17 福祉用具貸与	○	67 介護予防福祉用具貸与	○	A7 通所型サービス(独自/定率)	○
21 短期入所生活介護	○	24 介護予防短期入所生活介護	○	A8 通所型サービス(独自/定額)	○
22 短期入所療養介護(介護老人保健施設)	○	25 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	○		
23 短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	○	26 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	○		
2A 短期入所療養介護(介護医療院)	○	2B 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	○		
31 居宅療養管理指導	○	34 介護予防居宅療養管理指導	○		
71 夜間対応型訪問介護	○				
72 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○				
76 認知症対応型通所介護	○	74 介護予防認知症対応型通所介護	○		
78 地域密着型通所介護	○				
73 小規模多機能型居宅介護	○	75 介護予防小規模多機能型居宅介護	○		
68 小規模多機能型居宅介護(短期利用)	○	69 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	○		
77 看護小規模多機能型居宅介護	○				
79 看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)	○				
33 特定施設入居者生活介護	対象外	35 介護予防特定施設入居者生活介護	対象外		
27 特定施設入居者生活介護(短期利用)	○				
36 地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外				
28 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	○				
37 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	対象外	37 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	対象外		
38 認知症対応型共同生活介護(短期利用)	○	39 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	○		
41 特定福祉用具販売	対象外	44 特定介護予防福祉用具販売	対象外		
42 住宅改修	対象外	45 介護予防住宅改修	対象外		
51 介護福祉施設サービス	対象外				
52 介護保健施設サービス	対象外				
53 介護療養施設サービス	対象外				
54 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	対象外				
59 特定介護サービス等	対象外	59 特定介護サービス等	対象外		
81 市町村特別給付	対象外	81 市町村特別給付	対象外		
				A9 その他の生活支援サービス(配食/定率)	対象外
				AA その他の生活支援サービス(配食/定額)	対象外
				AB その他の生活支援サービス(見守り/定率)	対象外
				AC その他の生活支援サービス(見守り/定額)	対象外
				AD その他の生活支援サービス(その他/定率)	対象外
				AE その他の生活支援サービス(その他/定額)	対象外
				AF 介護予防ケアマネジメント	対象外
43 居宅介護支援	対象外	46 介護予防支援	対象外		

※保険外サービスも連携対象外

44. 介護テクノロジー定着支援事業においてケアプランデータ連携システムのライセンス料は補助対象となるか。

対象となります。(ケアプランデータ連携システムはパソコンにインストールされたケアプランデータ連携クライアントソフトを介してやり取りされるものであり、対象経費(ア)介護ソフト等の主な要件である「一気通貫」の一部と整理可能であること、一気通貫を実現させるために複数の介護ソフトの組合せも認めていることを踏まえる。)

ただし、対象となる費用は当該年度分(1年分)に限ります。翌年度以降の利用料等については対象外です。また、交付決定前に締結した契約、支払った費用については対象外です(Q.5参照)。

45. 既存の介護ソフトに新たにケアプランデータ連携システムを連携する場合に発生するオプション費用(システムを連携するための別途手数料。支払先:介護ソフト提供事業者)も対象となるか。

対象となります。なお、交付決定前に締結した契約、支払った費用については対象外です(Q.5参照)。

46. ケアプラン標準仕様への対応は必須か。

居宅介護支援事業所又はケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所は、導入する介護ソフトがケアプラン標準仕様に対応していることが補助要件となります。ただし、介護ソフト以外の経費のみで申請を行う場合を除きます(Q.39参照)。

### (3) 「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」について

介護ロボット、ICT 機器の導入については (1) 「介護ロボット等の導入支援」について、(2) 「ICT 等の導入支援」についての項目をご確認ください。

47. 必ず介護ロボットと ICT 機器を組み合わせる導入しなければならないのか。

当該年度に異なる種類のテクノロジー機器を導入する場合、対象となります。したがって、介護ロボットと ICT 機器を組み合わせる導入する場合だけでなく、異なる種類の介護ロボット等を複数導入する場合や、異なる種類の ICT 機器等を複数導入する場合も対象となります。ただし、同一種類の機器を複数導入する場合は対象外です (Q.6 参照)。テクノロジー機器の種類については、「注意事項」に詳述されておりますのでご確認ください。

また、導入する機器が、それぞれ独立に活用されるものであっても対象となります。(相互に関連していることは必須要件ではありません。)

48. 過去に「岐阜県介護ロボット導入促進事業費補助金」の助成を受け、通信環境整備事業を実施したが、新たに「(3) (イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備」について申請してよいか。

申請可能です。

49. 通信環境を整備してインカムを導入したいが、「パッケージ型導入支援事業」と「ICT 等の導入支援事業」のどちらのメニューで申請すればよいか。

下記のとおりご対応ください。

- ・ 介護ソフトや他のテクノロジー機器等と併せてインカムを導入する場合  
→ 「パッケージ型導入支援事業」(ア) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入) で申請
- ・ 導入済み又は当該年度に導入する「見守り機器」を効果的に活用するためにインカムを導入する場合  
→ 「パッケージ型導入支援事業」(イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備) で申請
- ・ 導入済みの介護ソフトを活用するためにインカムを導入予定であり、インカムの他に機器の導入がない場合  
→ 「ICT 等の導入支援事業」で申請

50. 通信環境整備の見積書が「一式」となっているがよいか。

補助対象経費が判別できないため、より詳細に項目が示された見積書を提出してください。

#### (4) 「導入支援と一体的に行う業務改善支援」について

本補助金の交付を受けるには、上記支援を受けることが必須要件となっていますが、有償の支援であるか、無償の支援であるかは問いません。また、有償の場合、支援に係る費用について補助対象とすることができます (Q.17 参照)。

以下の項目では補助対象となる有償の支援に関して記載します。

51. 業務改善支援に係る経費についてのみ申請してよいか。

テクノロジーを導入する場合のみ補助対象となります。業務改善支援のみの申請はできません (Q.6 参照)。

52. どのような支援が補助対象となるか。

要綱第5条及び別表に記載のとおり、介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため、本事業により介護テクノロジーを導入する事業所は、「(ア) 第三者による業務改善支援」又は「(イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けることを要件とし、この場合、1介護事業所あたり以下に掲げる費用について補助を行います。

(ア) 第三者による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者(業務改善を支援する事業者)が、介護事業所において、①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援も対象とする)等の支援を受ける際の経費

(イ) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等

介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修や介護事業所が生産性向上の取組等に関する相談を行う際の経費

53. 機器の導入にあたっての説明や研修は補助対象となるか。

使用方法や設定に係る説明・研修は、あくまで実用的な技術的支援であり、本メニューにおいて対象とする「業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため」の支援とは言い難いため、対象外となります。

なお、各機器の導入に係る費用として「介護ロボット等の導入支援事業」、「ICT等の導入支援事業」、「パッケージ型導入支援事業」において計上することは可能です。

54. 相談や研修を受ける際の(受講者の)交通費等は対象となるか。

対象外です。謝金、(講師の)旅費、受講料のみ対象となります。

55. 「第三者」とは具体的に何を想定しているか。

要綱別表において、「本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であること」と規定しています。

具体的には、個別の契約を結んだコンサルタント会社等が支援を行うことを想定しています。